



鳥取県公報

平成12年7月31日(月)
号外第75号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（給与課）…………… 1
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（〃）…………… 2
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（〃）…………… 2
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（〃）…………… 3

人事委員会規則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年7月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第22号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後											改 正 前																							
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																																		
職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級									
組織	知事の事務部局	略											組織	知事の事務部局	略																			
		地方機関	略												地方機関	略																		
			公文書館	略												公文書館	略																	
		中部県民局							課長 局長												課長 局長													
			大山地域振興企業員						課長 局長												課長 局長													
		大山地域振興企業員																								課長 局長								
								略											略															
		鳥取港湾事務所		略											鳥取港湾事務所		略																	
		田子支庁事務所							課長補佐		課長補佐				副所長		副所長									課長補佐		課長補佐		副所長		副所長		
									課長補佐		課長補佐				副所長		副所長									課長補佐		課長補佐		副所長		副所長		
略											略																							
略											略																							
備考 略											備考 略																							

附 則

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年7月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第23号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前				
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）				
組		職		組		職		
知事の 事務部 局	略			知事の 事務部 局	略			
	地方 機関	略			地方 機関	略		
		鳥取港湾事務所	所次 長 長			鳥取港湾事務所	所次 長 長	3種
		田中部ダム予定 地域振興倉吉事 務所	所 副 所 長 長 （人事委員 会が承認したも のに限る。）			略		2種
	副 課 所 長 長	略		3種				
略				略				

附 則

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年7月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第24号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第33条第2項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第1号イ及びウの業務 3,000円</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第33条第2項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第1号イの業務 3,000円</p> <p>(3) 前項第1号ウの業務 1,500円</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特種勤務手当の支給に関する規則は、平成12年7月1日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年7月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第25号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機 関	職 員		機 関	職 員	
略			略		
知事の事 務部局	略		知事の事 務部局	略	
	鳥取港湾事務所	所長 次長		鳥取港湾事務所	所長 次長
	旧中部ダム予定 地域振興會吉事 務所	所長 副所長 課長	略		
略					

附 則

この規則は、平成12年8月1日から施行する。